

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めがあるものを除くほか、管理者の権限に属する事務の専決、代決その他の事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 管理者の権限に属する事務の処理について、最終的な意思決定を行うことをいう。
- (2) 専決 常時、管理者に代わって決裁することをいう。
- (3) 代決 管理者又は専決の権限を有する者（以下「決裁権者」という。）が不在の場合に、当該決裁権者に代わって一時的に決裁をすることをいう。
- (4) 不在 決裁権者が出張又は傷病その他の理由により、決裁又は専決ができない状態にあることをいう。

(事務局長の専決事項)

第3条 管理者の権限に属する事務のうち、事務局長の専決できる事項は、別表に定めるとおりとする。

(専決の制限)

第4条 事務局長は、この規則に定める専決事項であっても、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、管理者の指示を受けなければならない。

- (1) 事案の内容が特に重要であると認められるとき。
- (2) 事案の内容が異例であり、又は重要な先例になると認められるとき。
- (3) 事案について疑義があり、又は紛議を生じ、若しくは生ずるおそれがあるとき。
- (4) 事案について特に管理者が了知しておく必要があると認められるとき。

(専決の報告)

第5条 事務局長は、必要があると認められるときは、専決した事項について、その要旨を管理者に報告しなければならない。

(代決)

第6条 管理者が不在の場合は、副管理者がその事務を代決することができる。

- 2 管理者及び副管理者が不在の場合は、事務局長がその事務を代決することができる。
- 3 事務局長の専決事項について、事務局長が不在の場合は、あらかじめ事務局長が指名した者がその事務を代決することができる。

(代決の制限)

第7条 第4条第1号から第3号までのいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず代決することができない。ただし、緊急やむを得ないもの又はあらかじめ処理の方針を指示された事項については、この限りでない。

(報告又は後閲)

第8条 代決した者は、代決した事項を決裁権者に報告し、又は後閲に供するよう起案者に指示しなければならない。ただし、あらかじめ報告又は後閲を要しない旨の指示を受けた事項については、この限りでない。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、事務決裁に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

事務局長専決事項

(1) 庶務に関する事項

項目		専決の範囲
文書	収受・発送	全て
	保存・廃棄	全て
	告示、公告、公表、訓令、通達、指令、通知、申請、上申、副申、証明、届出、調査、諮問、照会、回答、報告、復命その他これらに類するもの	定例的又は簡易なもの
事務引継書の受理		事務局員に係るもの
各種資料の収集、公募の閲覧		全て

(2) 人事に関する事項

項目	専決の範囲
休暇の承認	事務局員に係るもの
時間外（休日）勤務命令	事務局員に係るもの
旅行命令	事務局員に係るもの（海外旅行命令は除く。）
職務専念義務の免除	事務局員に係るもの

(3) 土地・建物等に関する事項

項目	専決の範囲
賃貸借（年間）	30万円以下
登記・地目変更	全て
土地の測量	全て
施設等の管理	定例的又は一時的な使用

(4) 工事の請負に関する事項

項目	専決の範囲
予算執行伺（施行決定）	500万円以下
予定価格の決定	500万円以下
監督員の任命	500万円以下
工事完成検査の復命（報告）	500万円以下

(5) 財務に関する事項

	節区分	専決の範囲	
支出負担行為	1 報酬	全額	
	2 給料	全額	
	3 職員手当等	全額	
	4 共済費	全額	
	5 災害補償費	全額	
	6 恩給及び退職金	全額	
	7 報償費	30万円以下	
	8 旅費	全額	
	9 交際費	10万円以下	
	10 需用費	30万円以下	
		うち光熱水費	全額
		うち食糧費	10万円以下
		うち修繕料（物品以外のものに限る。）	100万円以下
	11 役務費	30万円以下	
		うち通信運搬費及び保険料	全額
	12 委託料	100万円以下	
	13 使用料及び賃借料	30万円以下	
	14 工事請負費	500万円以下	
	15 原材料費	100万円以下	
	16 公有財産購入費	100万円以下	
	17 備品購入費	30万円以下	
	18 負担金、補助及び交付金	30万円以下	
	19 扶助費	全額	
	20 貸付金	—	
	21 補償、補填及び賠償金	—	
	22 償還金、利子及び割引料	全額	
	23 投資及び出資金	—	
24 積立金	—		
25 寄附金	—		
26 公課費	全額		
27 繰出金	全額		
支出命令		全額	
収入調定		500万円以下	

収入命令	全額
予備費の充用	10万円以下
予算の流用	20万円以下
使用料、手数料等の徴収事務（減免を含む。）	全て
国県支出金の交付申請書（要望書）の提出	予算計上済のものに限る。
国県支出金の請求及び実績報告書の提出	全て
歳入歳出外現金の収入支出	全て